

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から49年2月まで
② 昭和49年9月から同年11月まで
③ 昭和51年1月から同年3月まで

申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、亡父が町内会を通じて納付していたはずなので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、当該期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、昭和38年4月に国民年金へ加入してから60歳に到達するまで保険料の未納が無く、納付意識は高かったと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の資格取得状況から昭和51年11月頃に払い出されたと推認され、この時点では、納期限の時効が到来していない申立期間③の国民年金保険料を納付することは可能である。

さらに、A市の申立人に係る国民年金被保険者カードには、申立期間③について昭和52年1月29日付けの検認印が押されており、その上から「×」が記載されているところ、A市は、「当該期間の国民年金保険料については、結果として未納扱いにしたものと思われるが、検認印の上から「×」と記載した理由及び時期等は不明である。」と回答しており、当該期間については納付の事実があった可能性も考えられる。

一方、申立期間①及び②については、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年11月頃に払い出されたと推認される上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当時は未加入期間であり、国民年金保険料を納付するこ

とはできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付に直接関係しておらず、保険料を納付したとするその父親は既に死亡しているため、当該期間における保険料の納付状況の詳細は不明である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和52年12月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月26日から53年1月1日まで

昭和45年3月にA社へ入社し、51年1月にグループ会社のC社D工場へ出向した。52年12月頃に出向が解かれてA社に戻ったが、年金記録をみると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

グループ会社間を異動しただけで、申立期間についても継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社からの回答及び複数の同僚の証言により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社D工場からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日を確認できる資料等はないものの、A社の当時の事務担当者は、「当時は26日付けの異動が多かったので、申立人についても、昭和52年12月26日付けの異動であったと思われる。」と回答していることから、申立期間については、同社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明として

いるが、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が、雇用保険の資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和53年1月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る52年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 1 月 10 日から 31 年 7 月 21 日まで
② 昭和 31 年 11 月 1 日から 33 年 12 月 20 日まで
③ 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 18 日まで
④ 昭和 36 年 4 月 15 日から 39 年 2 月 1 日まで

申立期間①及び②については昭和 33 年 12 月 21 日に、申立期間③及び④については 39 年 5 月 21 日に脱退手当金を支給されたこととなっているが、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を厚生省（当時）から裁定した裁定庁へ回答した旨の記載があるものの、当該回答日の日付は、脱退手当金の支給決定日から約 1 年 2 か月後の昭和 35 年 2 月 22 日となっているほか、当該期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日の翌日に支給決定されているなど事務処理上不自然な記録となっており、脱退手当金の支給手続が適正に行われたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすべきところ、申立期間①及び②より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間③及び④については、申立人の健康保険厚生年金保険被保

険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険資格喪失日から約4か月後の昭和39年5月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 217

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月から 56 年 11 月までの期間、57 年 3 月及び同年 6 月から 58 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 3 月から 56 年 11 月まで
② 昭和 57 年 3 月
③ 昭和 57 年 6 月から 58 年 5 月まで

厚生年金保険から国民年金に替わるごとに A 市役所で手続をした。A 市からは納付書が送付されてきて国民年金保険料を納付したはずなので、申立期間は保険料納付済期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険から国民年金に替わるごとに A 市役所で手続をしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、平成 4 年 2 月頃に同市で払い出されていることが確認できる上、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に国民年金の加入手続が行われたと推測され、その際に資格取得日を昭和 52 年 3 月 1 日とする事務処理が行われたものとみられる。

また、オンライン記録により、申立人の国民年金加入記録は、平成 4 年 2 月 7 日に追加処理されたものであることが確認でき、この時点では時効により申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から同年 12 月まで

昭和 42 年 12 月に結婚した後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した記憶がある。

A 市（現在は、B 市）から送られてきた納付書により、月額 5,700 円ほどの国民年金保険料を納付していた覚えがあるので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市から送られてきた納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、当時の保険料の納付方法は印紙検認方式である上、B 市でも「保険料の納付方法は、昭和 48 年に印紙検認方式から納付書方式へと変わっており、申立期間当時は納付書を送付することは無かった。」と回答している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 7 月頃に払い出されたと推認される上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、オンライン記録でも、申立期間の国民年金加入記録は平成 4 年 2 月 14 日に追加登録されていることが確認できることから、当時は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立期間当時の国民年金保険料は月額 200 円であり、申立人が記憶する保険料（月額約 5,700 円）とは異なっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
② 昭和 36 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

A事業所及びB事業所に勤務していた期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、昭和 41 年 8 月 30 日付けの受付印が押されており、申立人の実家の住所が記載されているほか、申立人の記名・押印も確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、裁定請求書の受付から約 3 か月後の昭和 41 年 11 月 24 日に受領したことが確認できる領収書も残されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 16 日から 37 年 6 月 15 日まで
A社B工場（現在は、C社）に勤務していた期間については、脱退手当金を支給済みとなっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、昭和 37 年 7 月 30 日付けの受付印及び同年 8 月 21 日付けの支払済印が押されているほか、申立人の記名・押印も確認できる。

また、申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和 37 年 8 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 1 月 27 日から 33 年 11 月 2 日まで
② 昭和 33 年 11 月 2 日から 35 年 11 月 27 日まで

A社B工場（現在は、C社D工場）及び同社E工場（現在は、F社）に勤務していた期間については、脱退手当金を支給済みとなっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、昭和 35 年 11 月 27 日にA社E工場において厚生年金保険被保険者資格を喪失した後は、36 年 4 月から国民年金の強制加入被保険者となるべきところ、その後、長期間にわたって国民年金への加入記録が確認できないなど、年金制度に対する意識が高かったとは認め難い。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 10 日から 52 年 1 月 21 日まで
申立期間に勤めていたA社における年金記録をみると、標準報酬月額が7万6,000円又は8万円となっている。
しかし、実際には、基本給のほか手当などで、平均すると20万円以上の給与があったので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に応じた額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、当時の賃金台帳等を保管していないと回答していることから、申立期間における申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、A社の同じ職場において、申立人と同じ職種で働いていた同僚5人のうち、連絡先が判明した3人に照会したところ、1人から回答が得られたものの、当該同僚は、申立期間当時の保険料控除の取扱い等について何も覚えていないと証言している。

さらに、オンライン記録によると、上記同僚5人のA社における被保険者資格取得時の標準報酬月額は、いずれも申立人と同額の7万6,000円であることが確認できる上、その後の額の推移を比較しても、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 1 日から 38 年 2 月 20 日まで
② 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 9 月 30 日まで

A社及びB社に勤務していた期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和41年2月15日に支給決定されているところ、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の氏名は、支給決定の翌々日の同年2月17日に旧姓から新姓に変更されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、上記被保険者名簿には、申立人について、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月頃から 54 年 7 月頃まで
昭和 53 年 1 月頃から 54 年 7 月頃までA社B店にパートとして勤務していたのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を覚えている当時の同僚の証言により、勤務した期間は特定できないものの、申立人がA社B店に勤務していたことはいかがえる。

しかし、A社は、「申立人については人事記録等の資料が無く、健康保険組合及び厚生年金基金への加入も確認できないことから、厚生年金保険被保険者資格を取得していなかったと思われる。」と回答している。

また、申立人については、申立期間における雇用保険記録が確認できないほか、オンライン記録により、申立人は、申立期間において国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、上記の同僚は、「私は、A社B店が新規開店した昭和 51 年 10 月から勤務し、最初はパートで後に社員となった。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当該同僚は、入社から2年以上経過してから厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。